

政策

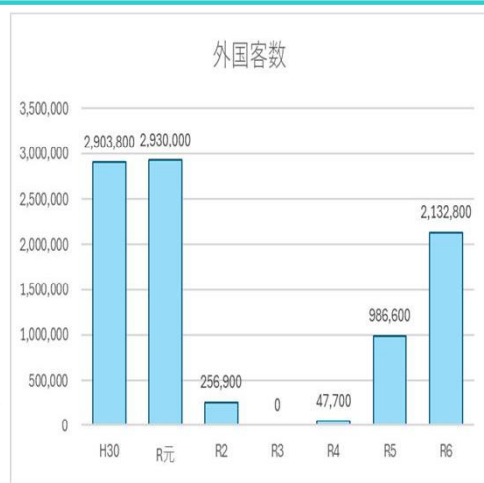
- 沖縄路線航空便への税等の負担軽減措置

目指すすがた

- 既存の沖縄路線を維持しつつ路線拡充及び新規路線就航を促進し、世界的な観光リゾート地及び国際物流拠点の形成を目指す。

環境の変化等

- 沖縄県への入域観光客数は平成30年度にはじめて1,000万人を超え、その後コロナ禍を経て回復している。
- 国は、観光を通じた地域活性化を促進し、令和6年の訪日外国人旅行者数は、過去最高の3,687万人に達しているものの、沖縄の海外客は以前ほど回復していない。
- 令和6年4月から新たに、那覇空港を就航地に含む貨物専用機の国内運航が開始した。



出典：沖縄県入域観光客統計概況

現状・課題等

- コロナ禍を経て外国人観光客も徐々に回復しつつある中、今後の一層の発展に向けては、一部が運休・撤退となっている国際定期便についても就航におけるインセンティブを与えることで、既存路線の安定化と新規路線の誘致を推進する必要がある。
- 旅客便(貨物スペース)及び大量の貨物を安定的に輸送できる国内貨物専用機は、沖縄の物流の一翼を担っている。貨物専用機については、国内運航実績を積み重ね、将来的な国際運航の実現につなげることが、新規路線誘致とともに課題となっている。
- 沖縄県では、コロナ禍を経て国内客を中心に入域観光客が堅調に推移する中、エネルギー価格の高騰が各航空会社の輸送コストに大きな影響を与えている。

【これまでの取組】

県では、沖縄の自立型経済の構築のため、沖縄のリーディング産業である観光の振興や那覇空港等を機軸とする国際物流拠点の形成に向け、航空機燃料税や着陸料等に係る軽減措置を活用し、本土からの観光客及び物資輸送手段を安定的に確保するとともに、国際物流拠点として国際競争力の向上を図っている。

引き続き、制度の維持・拡充を図る必要がある。

1. 着陸料及び航行援助施設利用料に係る特例措置の延長と国際旅客便及び国内貨物専用便に係る軽減の拡充
2. 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の特例措置の延長

担当部課

文化観光スポーツ部 観光振興課、商工労働部 グローバルマーケット戦略課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



3-(2)-ア シー・アンド・エアなど多様な国際物流ネットワーク強化と物流コストの低減

政策

- スポーツツーリズム推進のための施設整備

目指すすべし

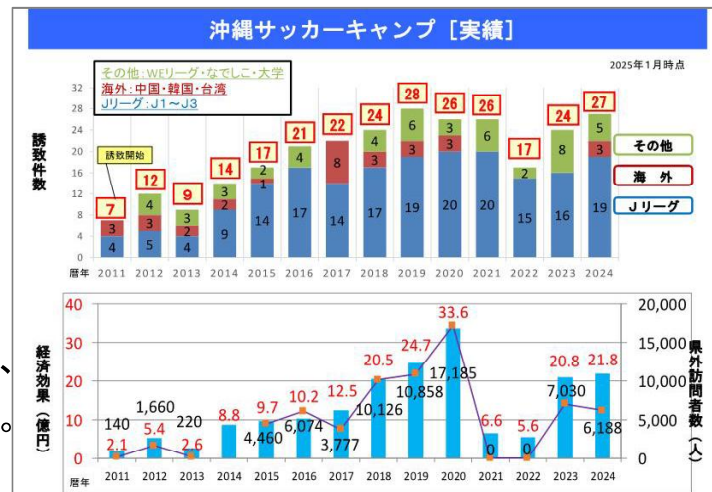
- スポーツコンベンションの誘致における優位性の確立に向け、充実した施設整備を進めるとともに、東アジアの中心に位置する地理的特性や豊かな自然環境、温暖な気候といった沖縄独自の地域資源を最大限に活かし、「スポーツアイランド沖縄」の実現を図ることで、豊かな沖縄の形成を目指す。

環境の変化等

- 国においては、スポーツを地域振興政策の中心と位置付け、スポーツツーリズムを推進している。また、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤として、スタジアム、アリーナ整備を着実に推進している。
- 沖縄県では、コロナ禍を経て国内客を中心に入域観光客が戻りつつあり、令和4年7月に策定した「第6次沖縄観光振興基本計画」では「量から質」への転換を図っている。
- Jリーグのプレシーズンキャンプは、沖縄において多く実施されてきたが、開催時期の変更によりキャンプの時期が夏季に変更となる。
- 近年、アジアオリンピックに向けて大規模な整備を行っている愛知県や、国スポに向けて大規模なテニスコートを整備した宮崎県等、スポーツコンベンションの誘致競争は激化しつつある。

現状・課題等

- Jリーグ開催時期の変更によりプレシーズンキャンプの時期が夏季となることで、現在県内でキャンプを行っているプロサッカーチームのキャンプ地が変更となるおそれがあり、暑熱が緩和される朝、夕の練習に対応できる照明設備等の充実が必要である。
- サッカーは複数のチームがキャンプを行っていることで、交流試合が可能であることを誘致の強みとしている。その他競技も同様に複数チームが集積することで、誘致において優位となることができる。
- スポーツコンベンションの推進にあたっては、スポーツ関連施設の条件を理由に誘致に繋がらない例があることから、体育館への冷房設置等、施設面の課題を克服することにより、国内外における競争力を高める必要がある。
- 沖縄県の主なスポーツ施設は、海邦国体や美ら島総体の際に整備された施設が主となっており、現時点において、**老朽化が進行するとともに競技公認の基準に達していない施設、競技者が求める附帯施設が不足している施設、バリアフリー対応がなされていない施設**がある。



出典：サッカーキャンプ誘致戦略推進事業

【これまでの取組】

県では、市町村やスポーツコミッション沖縄等と連携し、各種スポーツキャンプ、合宿、競技大会等の誘致・開催に取り組むとともに、国際競技大会の誘致や開催支援を行うなど「スポーツアイランド沖縄」の実現に取り組んでいる。沖縄の特性を生かした更なる取組を進める必要がある。

1. スポーツコンベンションの推進に向けたスポーツ関連施設の整備に関する取組

担当部課

文化観光スポーツ部 スポーツ振興課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 3-(9)-ア スポーツ関連産業の振興と地域の活性化
- 4-(2)-ウ 多角的な交流の推進

政策

- 情報通信産業振興地域・特別地区制度

目指すすべし

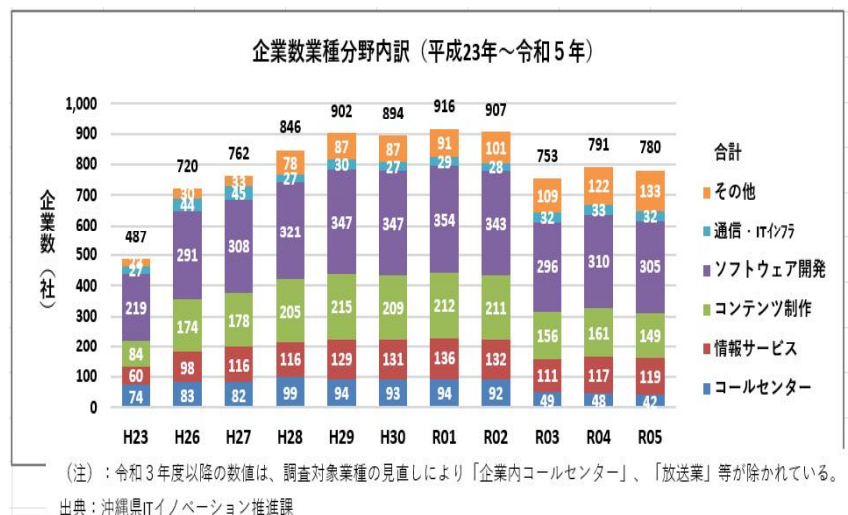
- 情報通信産業振興地域・特別地区制度の効果的活用を通して、情報通信産業の更なる集積と高度化を図り、生産性の高い産業として発展させるとともに、情報通信産業が県内産業のDXを牽引する産業として貢献していくことを目指す。

環境の変化等

- 沖縄県ではこれまで、首都圏からの地理的遠隔性やアジアとの近接性、豊富な若年労働力やコスト優位性などをアピールし、企業の誘致に取り組んできたが、県内における雇用環境の改善や賃金水準の上昇、5G やクラウド技術など通信環境の急速な進展等に伴い、沖縄の強みや魅力とされてきた優位性や地域特性に変化が生じている。
- ソフトウェア開発等の分野においては、クラウドへの移行、アジャイル開発の普及、内製化の進展等により、従来型のビジネスモデルは縮小してきているほか、AIの急速な普及や技術の進展に伴うビジネス環境の変化がみられる。
- 生産年齢人口の減少により、県内でのエンジニア確保が極めて困難になっている。

現状・課題等

- 情報通信産業は、地理的不利性による影響が小さく、リスク分散の観点等から優位性を発揮し得る分野であるとともに、各種産業の生産性向上やデジタル化の進展にも貢献し得る分野であり、その振興は、経済・産業の成長に極めて重要である。
- 本制度は、企業の立地や新たな投資による高度化・高付加価値化及び生産性向上を促すなど、リーディング産業である情報通信産業の振興に寄与している。
- 令和5年6月に公表された令和3年経済センサスでは、沖縄県の情報通信の事業所数は全国17位となり、全国的にも産業の集積が進んでいる地域となっている。一方で、従業員1人あたりの売上額や給与水準は全国よりも低い水準であり、労働生産性は全国平均の57%で43位となっている。
- 自立型経済の構築に向けて、労働生産性の着実な向上と産業DXの推進を図る必要がある。その実現のためには、AIなど成長著しい分野での企業集積を更に進め、競争力の強化やビジネスモデルの高度化を図ることが不可欠である。これらを後押しするため、人材投資の促進や認定要件の緩和といった制度拡充が求められる。



■ 具体的には、次のような制度上の課題がある。

・情報通信産業特別地区において、事業認定の要件が「法人設立から10年」となっているが、企業が立地してから黒字化するまでに一定の期間を要することが一般的であること等から、優遇措置の適用を受けることできる期間が短くなる場合がある。また、対象を「専ら特定情報通信業を営むもの」と限定していることから、適用範囲が著しく狭められてしまっている。

・情報通信関連産業は、情報基盤の整備を進めることで、離島・過疎地域への立地が可能であるが、これらの地域は現在、指定の対象外となっており、県内関係団体からも対象地域拡大の要望がある。

・県内関係団体から、情報通信産業振興地域において、税制優遇措置の対象資産にソフトウェアが含まれていないこと、対象資産取得後の申請が認められないことについて、改善の要望がある。

【これまでの取組】

沖縄県では、情報通信産業を新たなリーディング産業として育成するために、通信や企業立地のインフラを整備し、県外から雇用吸収力のある企業を誘致するとともに、企業の事業拡大を支援してきた。

その結果、本県の情報通信産業は、企業数や雇用者数では国内で上位から中位の産業集積を成し遂げ、本県における重要な産業へと着実に成長している。

一方、高い産業集積の反面、これまで整備した情報通信産業施設においても、老朽化や設備・機能の陳腐化が見られるほか、従業員1人当たりの売上額や給与、労働生産性の面では依然として国内でも下位に位置し、企業の経営力の強化や付加価値が高いビジネスの創出など、新たな課題が顕在化している。

## 1. 情報通信産業振興地域

- (1) 税制優遇措置の適用期限延長
- (2) 人材投資に要した費用の税額控除の新設
- (3) 対象地域を県内市町村のすべてに拡充
- (4) 対象資産取得前の事前認定要件の緩和
- (5) 対象資産にソフトウェア(無形固定資産)を追加

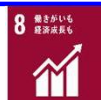
## 2. 情報通信産業特別地区

- (1) 税制優遇措置の適用期限延長
- (2) 税制優遇措置の適用要件について、地域内において「専ら特定情報通信業を営む者」から「主に特定情報通信事業を営む者」へと、地域において営む事業の比重を緩和
- (3) 税制優遇措置の適用期間について、「法人設立から十年を経過する日までの期間」から「県知事の認定を受けた日から十年を経過する日までの期間」に変更

### 担当部課

商工労働部 ITイノベーション推進課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



## ■ 航空MRO等関連産業の集積促進

- 那覇空港におけるアジアへのアクセス性や豊富な航空需要といった沖縄の優位性を生かした航空機整備を中核とした関連産業の集積による産業クラスターの形成や、下地島空港を中心とした航空・宇宙産業の企業集積により、県内産業の活性化を目指す。

## &lt;航空MRO&gt;

- 国内エアラインでは、航空機の整備をシンガポールなど海外MROに依存しており、約300万点もの航空機部品の多くは海外メーカーで製造されていることから、部品調達の遅れが製造や修理の効率を低下させる要因となっている。また、コロナ禍やウクライナ危機など地政学リスクの高まりを背景に、我が国においても航空機整備のサプライチェーンの安定化が課題となっており、経済安全保障の観点から沖縄がMROの国内拠点となることへの期待は高まっている。
- こうした中、2024年に国が策定した「航空機産業戦略」では、我が国の航空機産業のサプライチェーン全体の強靱化が重要な課題とされており、航空機の設計など上流工程からMROなどの下流工程に至るまで、ものづくり基盤としてのサプライチェーン強靱化と航空機ライフサイクル全体を視野に入れた戦略的なバリューチェーン構築に取り組むこととしている。
- 県内でも航空関連産業は今後成長が見込める産業として経済界からも注目されており、有識者会議において沖縄のMRO産業の独自性強化と航空機整備施設の整備、大胆な支援策の検討について提言があった。また、経済界によるGW2050 PROJECTS グランドデザインにおいても「ニーズが高まる東南アジアの宇宙ビジネス需要の取り込みと、空港ポテンシャルを最大化した航空MROの高付加価値化による発展の実現」について盛り込まれるなど、県の方針とも整合した構想が打ち出されている。

## &lt;航空・宇宙&gt;

- 航空政策の点では、国土交通省において、持続可能性と利便性の高い航空サービスの実現を目的として、人材確保・育成等の取組みを推進している。宇宙政策の点では、令和5年11月の臨時閣議において宇宙開発機構(JAXA)に対する大規模な投資計画が承認され、「宇宙戦略基金」を新たに創設、今後10年間で総額1兆円の資金が提供されることになっている。令和7年度の骨太の方針では、官民連携での衛星コンステレーションの構築の推進等、宇宙政策を強化することが示されている。
- 宇宙政策関連として、下地島空港にて民間企業が取り組んでいる下地島宇宙港事業にて令和5年に無人飛行実験を実施している。

<航空MRO>

- 航空機整備(MRO)事業は、那覇空港に発着する航空機の整備・修理・オーバーホールを空港内の格納庫で実施するもので、整備の品質や安全性、信頼性が特に重視され、物資輸送に伴うコストの影響を受けにくい高付加価値産業として期待されている。
- 平成30年度に那覇空港に整備した航空機整備施設には、我が国において唯一のMROビジネスを展開するMRO Japanが入居しており、コロナ禍にあっても順調に規模を拡大し、令和6年度は、ドック整備は年間50機(累計396機)、ライン整備は年間999機(累計2,098機)の整備を行い、400名を超えるエンジニアを雇用するなど着実に成長を遂げている。
- 航空機関連産業は観光産業と同様、裾野が広い産業となっていることから、関連産業の集積によるクラスター化を進めることによって、県内製造業や情報通信産業等への波及効果が期待される。
- 今後は、付加価値が高いとされるエンジン・装備品等の整備事業者の立地が特に必要となるが、そのためには航空機整備数の規模拡大とともに、関連産業の集積に必要な用地が那覇空港内に不足しているため、空港周辺における土地の確保や整備拠点の建設、専門人材の確保などが課題となっている。



<航空・宇宙>

- 下地島空港及び周辺用地の利活用については、3期に渡って公募を実施してきたが、未だに広大な土地が残っている状況。
- ディベロッパーや過去の応募企業にヒアリングした結果、建設コストが高いことが立地促進への課題となっていることを確認。

<参考:ヒアリングでの課題の確認結果>

- ①建設・経済条件に関する課題  
建設コストの高騰、採算性の懸念、補助制度の不透明さ
- ②用地・法制度に関する課題  
未買収用地、農地転用、空港告示区域による制限
- ③応募体制・顧客調整等に関する課題  
公募対応経験の不足、顧客との契約未成立、見積体制の未整備

<沖縄県の航空・宇宙政策の適性>

- 沖縄県は他県に比べ、赤道近くに位置していることから衛星を捉えるのに適している。

【これまでの取組】

＜航空MRO＞

クラスター形成に向けた具体的取組として、県による格納庫の整備・運営、県内産業へのMRO事業参画の働きかけ、国内外のMRO事業者の誘致、航空関連展示会でのプロモーションなどを実施している。また、令和7年度より格納庫の拡張整備に向けた調査事業に取り組んでいる。

一方で我が国におけるMRO産業の集積を図り、近隣諸国との国際競争力を高めていくには、格納庫や整備工場などインフラ整備や企業に対する税制面での支援など、政府の積極的な関与のもと戦略的にMROクラスターの形成を推進する新たな仕組みが必要である。

＜航空・宇宙＞

新たな産業の創出と育成等を目指すため、これまで3期に渡り公募を行い、下地島空港における公的不動産の活用にて、民間事業者のノウハウ等に基づき有効活用していただくことを推進してきている。今後第4期の公募を予定しており、公募に向けた条件等の整理としてサウンディングを実施している。航空・宇宙関連産業の集積に向けては、取り組みを強化する必要がある。

1. **MRO産業クラスター振興地域制度の創設による特区地域税制と同様の措置の適用や関連産業集積に向けた取組等**
2. **離島空港区域内の航空・宇宙関連産業の立地促進の取組**

担当部課

商工労働部 企業立地推進課、土木建築部 空港課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



3-(4)-イ 臨空・臨港型産業の集積促進

- 国際物流拠点産業集積地域制度の拡充や国際流通港湾の機能強化

- 臨空・臨港型産業の新規立地及び高度化に向けた設備投資を促進し、那覇空港、那覇港、中城湾港の物流機能を活用した移輸出の増大や国際物流ビジネスの活性化を図る。
- 国際物流拠点産業の生産性向上を支援する基幹インフラとして、国際流通港湾の機能強化・拡充を図る。

#### <国際物流拠点>

- 港湾(那覇港、中城湾港)・空港(那覇空港)・道路(沖縄自動車道)等の物流インフラの整備が進んでいる。
- 那覇港、中城湾港においては、新しい物流センターや新しい岸壁の整備等による港湾機能強化の取り組みが進められているほか、DXの導入による生産性向上や港湾施設の脱炭素化等の取組の推進による競争力確保が求められている。
- 中城湾港新港地区においては、周辺の自治体が同地区の物流機能や立地企業との連携を期待し、近隣地域において、新たな産業用地の整備を進めている。
- 本島南部の自治体においても、空港や港湾に繋がる幹線道路に近接した交通利便性の高い地区などで産業集積に取り組んでおり、令和7年度には「南風原・八重瀬地区」が新たに国際物流拠点産業集積地域に指定された。
- 一方、企業においては、米国の関税措置の影響、円安やエネルギー価格の高止まり等による物流コストや物価高の課題を抱えている。

#### <国際流通港湾>

- 那覇港は沖縄県の社会経済活動を支える拠点港湾として位置づけられている。近接するアジア地域の経済発展や経済グローバル化、人口減少社会の到来等、我が国、沖縄県、那覇港を取り巻く社会経済情勢が港湾計画改訂(平成15年)当時から大きく変化している。
- このような状況を踏まえ、自立型経済の構築を支える国際流通拠点となる“みなと”を那覇港の将来像の一つに掲げ、航路網の充実や物流・交流・商流の相乗効果による臨空・臨港型産業の集積及び創貨を基本戦略に位置付けた那覇港長期構想を令和4年4月に策定した。
- 令和5年3月に港湾計画を改訂し、コンテナ貨物を取り扱う埠頭の効率的な運営や、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な計画を位置付けた。

### <国際物流拠点>

- 国際物流拠点産業集積地域における臨空・臨港型産業の新規事業者数は、令和3年度を基準として55社の増加が見られるなど着実に増加している。
- 那覇空港の貨物取扱量(令和6年)は、18万トンで概ね前年同様の実績であった。那覇港の令和6年の外貿貨物取扱量は122万トンで、前年から6万トン増加している。
- 沖縄には、島嶼経済であることによる狭隘な市場、割高な物流コスト、片荷輸送等の課題がある。臨空・臨港型産業の新規事業者数や那覇港の外貿貨物取扱量は増えたが、域外取引は十分に増加しておらず、取引の活性化が見込める企業の更なる集積が必要である。
- 企業立地に必要な産業用地に不足が見られるため、市町村との連携による更なる産業用地の確保が必要である。

搬出額の推移(旧那覇地区・旧うるま地区) (単位:百万円)

地区	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
旧那覇地区	4,962	5,954	4,522	5,209	6,377	7,071	11,601
旧うるま地区	17,550	16,193	21,897	32,435	30,537	30,015	29,482
計	22,512	22,147	26,419	37,644	36,914	37,086	41,083

出典: 沖縄県商工労働部企業立地推進課

- 県内企業の人材投資は遅れており、臨空・臨港型産業の成長を図るためには、企業が従業員の能力開発やその機会を提供し、県において、その動機を与えることにより、付加価値の高い製品の開発及び生産性の向上を推進していく必要がある。

### <国際流通港湾>

- 国際流通港湾の中枢を担う那覇港公共国際コンテナターミナルでは、ガントリークレーン1基で運用している岸壁があり、バックアップ体制の早期確保が求められているほか、港湾計画(令和5年3月改訂)において「外内貿ユニットロード埠頭」(コンテナ船、RORO船併用)に位置づけている9号岸壁の多目的利用および10号岸壁の高度化利用によるシームレスな外内貿一貫輸送拠点の形成に向けた機能強化が求められている。
- 海外港湾混乱時のBCPルート(那覇港輸入→本土移出)として那覇港の外貿定期コンテナ航路が利活用されるケースがあるなど、我が国産業の安定的なロジスティクスやサプライチェーンを支えるインフラとしても重要な役割を担っている。

#### 【これまでの取組】

##### <国際物流拠点>

那覇港における公共国際コンテナターミナルや総合物流センター、那覇空港における貨物ターミナル等が整備されるとともに、国際物流拠点産業集積地域那覇地区(旧自由貿易地域)においては、物流施設を整備し、国際物流拠点機能の強化を図ってきた。

うるま・沖縄地区においては、中城湾港新港地区(旧特別自由貿易地域)に賃貸工場を整備し、製造業の集積を図るとともに、道路貨物運送業や倉庫業などの関連産業の誘致を進めてきた。

臨空・臨港型産業の集積に向けた産業用地整備を促進するため、市町村等による用地整備の気運醸成に向けた取組等を行ってきた。

国際物流拠点産業集積計画に基づき、課税の特例措置等の制度活用による企業の集積と設備投資の促進、認定事業者の売上高増加や労働生産性の向上に取り組んできた。

臨空・臨港型産業の更なる集積、企業の労働生産性向上を促進するには、引き続き関係機関と連携しながら、企業が投資を行いやすく、活動しやすいビジネス環境を整備する必要がある。

**<国際流通港湾>**

那覇港公共国際コンテナターミナルの安定的な荷役環境確保の観点から、ガントリークレーン1基で運用している9号岸壁への隣接岸壁からの既存ガントリークレーンレール延伸の検討を進めてきた。

また、国際流通港湾機能の拡充を図るため、取扱貨物量の増大や海上輸送コストの低減に向け取り組んできた。

那覇港公共国際コンテナターミナルについては、県内唯一の外貿定期コンテナ航路の結節点として、国際物流拠点産業の輸出入に係るコストやリードタイムの面での優位性やBCPルートとしても利用される国際航路の維持、拡大を目指し、沖縄振興を支える基幹インフラとしてハード・ソフトの両面で施設の機能強化・拡充と利用増進に向け先導的に取り組む必要がある。

1. **国際物流拠点産業集積地域における税制特例措置の延長**
2. **国際物流拠点産業集積地域における所得控除の対象要件の緩和**
3. **国際物流拠点産業集積地域における法人等の人材投資に要した費用の税額控除**
4. **国際流通港湾機能強化・拡充の推進等に向けた取組**

**担当部課**

商工労働部 ものづくり振興課、企業立地推進課、土木建築部 港湾課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 3-(4)-ア シー・アンド・エアなど多様な国際物流ネットワーク強化と物流コスト低減
- 3-(4)-イ 臨空・臨港型産業の集積促進
- 3-(11)-ウ 経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充

産業イノベーション促進地域制度

- 製造業等の設備投資や人材投資を通じて、製品開発力、生産技術の向上やDXへの取組等を進め、製造業等の産業高度化及び事業革新を促進する。これらの幅広い産業の基盤となる製造業等の成長への投資によって、個々の事業者にとどまらない地域産業のイノベーションを促進し、沖縄の自立型経済の発展となることを目指す。

- コロナ後、好調な観光需要などを背景とした企業の設備投資がみられるものの、円安やエネルギー価格の高止まり等により、物流コストや物価高が課題となっている。また、経済社会活動が活発化する中で、すべての産業において人手不足感は強まっている。
- 政府における新たな総合経済対策では、未来に向けた投資の拡大として、人への投資の促進及び設備や研究開発等の成長投資を促すための環境整備を行うとしている。

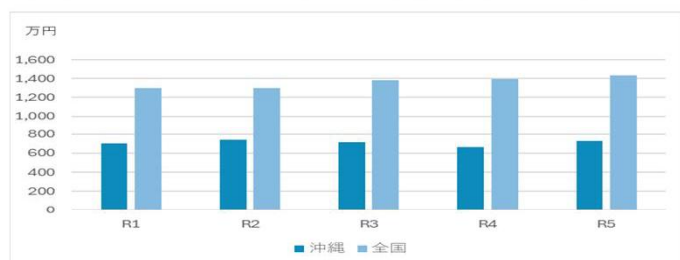
- 沖縄県の産業構造に占める製造業の構成比は、4.0%(R4年度)で、全国平均19.8%と比較して大きく下回っており、製造業の労働生産性も全国に比べ低い。
- また、製造業における事業所あたりの設備投資額は少ない。沖縄県は食品製造業が多いが、食品製造業の事業所あたりの設備投資額は、全国の50%程度の投資規模である。
- **本県の製造業は、生産性の向上に必要なデジタル化・自動化・IoT導入が遅れているなど産業高度化が進んでいないことが、市場競争力や域内自給率の低さの一因となっているほか、新商品開発等に必要の研究開発や設備投資の余力も不足している。**持続的な経済成長と所得向上を実現するため、設備投資による産業高度化等を進め、産業間の連携による生産性向上や域内経済循環、域内自給を促進する必要がある。
- 県内企業の人材投資は遅れており、産業高度化、事業革新を図るためには、企業が従業員の能力開発やその機会を提供し、県において、その動機を与えることにより、付加価値の高い製品の開発、生産性向上を推進していく必要がある。

【これまでの取組】

県では、産業イノベーション促進計画に基づき、課税の軽減措置等の制度活用による企業の設備投資を促進し、県内製造業における付加価値額の向上に取り組んできたところである。

令和5年の県内製造業における付加価値額は1,730億円で、令和3年から73億円増に留まっており、設備投資や人材投資が行いやすい環境を整備する必要がある。

本県製造業分野における従業員一人当たりの付加価値額(労働生産性)の推移



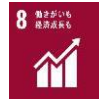
※R1の沖縄県数値は県公表の「工業統計調査」、全国の数値は経済産業省公表の「工業統計調査」、令和2年の数値は総務省及び経済産業省公表の「令和3年経済センサス-活動調査」、令和3年以降の数値は総務省及び経済産業省公表の「経済構造実態調査」により作成

1. 産業イノベーション促進地域制度における税制特例措置の延長
2. 産業イノベーション促進地域制度における対象業種や税制特例適用範囲の拡充
3. 産業イノベーション促進地域制度における法人等の人材投資に要する費用の税額控除

担当部課

商工労働部 ものづくり振興課、企業立地推進課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



3-(8)-ア 多様なものづくり産業の振興

政策

- 新産業創出促進地域制度

目指すすがた

- スタートアップを核とした新産業の創出と県内企業との共創を通じて、県内における高付加価値産業の集積と雇用・所得の拡大を実現し、「強しなやかな自立型経済」の確立を目指す。

環境の変化等

- 政府は2022年を「スタートアップ創出元年」と位置づけ、5ヵ年計画を策定。全国的にスタートアップ政策が加速している。
- 沖縄では2022年12月に「おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム」を設立し、2025年6月に内閣府より「NEXTグローバル拠点都市」に選定された。
- 県内には138社のスタートアップが集積(2024年12月現在)し、資金調達額は全国9位と上位に位置。人口規模を踏まえると高水準の起業活動が見られる。
- 一方で、シリーズA以降の資金調達や県外投資家からの資金流入が限定的であり、地理的条件などにより、VC等の投資支援基盤が十分に整っていない状況にある。
- 県内スタートアップの成長と誘致を促進するためには、税制支援を含む資金循環の仕組み構築が必要である。

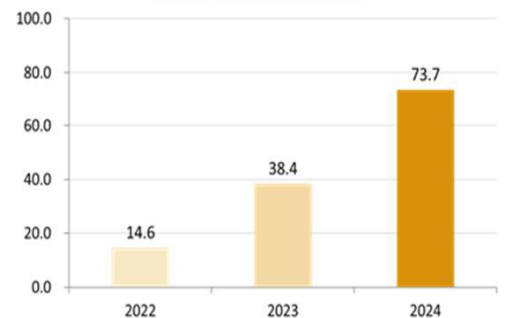
現状・課題等

- 沖縄県の企業所得は全国平均の約60%にとどまり、県民所得の向上を阻む最大要因となっている。
- スタートアップは1人当たり労働生産性が約2,000万円と高く、平均年収も710万円と全国平均を上回るケースもあるなど、県民所得向上に資する効果大きい。
- しかし、県内スタートアップの資金調達環境は全国主要地域に比して脆弱で、福岡県の約660億円に対し沖縄県は約73億円にとどまるなど、約9倍の差がある。
- 既存のエンジェル税制は制度設計上の制約(従業員要件や本店移転不可など)により活用が進まない面もあり、実質的な誘致効果を発揮していない。
- こうした状況を踏まえ、県全域を対象とするスタートアップに関する包括的な税制特区の創設が求められる。

【これまでの取組】

民間、大学、行政が主体となりアクセラレーションプログラムを各地で開催しているほか、スタートアップへの事業化支援として、ハンズオン支援を実施することで、技術の検証や開発、ビジネスプランのブラッシュアップを図っている。スタートアップの成長と誘致を促進するためには更なる取り組みを進める必要がある。

直近3年の資金調達額の推移



出典:沖縄県商工労働部産業政策課

1. 新産業創出促進地域制度の新設による個人及び法人のスタートアップへの出資や所得に対する税制特例措置
2. 新産業創出促進地域制度の新設によるスタートアップへの所得控除・投資税額等の控除

担当部課

商工労働部 産業政策課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



3-(6)-ア スタートアップの促進

- 金融業や情報通信関連産業を始めとする多様な産業(経済金融関連産業)の集積

- 北部圏域の地理的特性、自然的特性等を生かした成長潜在力のある多様な産業の集積により、沖縄の経済金融関連産業の活性化を図り、自立型経済の構築を目指す。

- 経済金融活性化特別地区の所在する名護市では、平成14年の特区創設から、税制特例やマルチメディア館等の産業集積施設を活用した企業誘致が進められてきたが、県内外で同様の手法をとる自治体が増えてきたことに加え、進出企業への補助金交付等のより強力な企業誘致施策を実施する自治体も現れており、地理的不利性を抱える名護市に進出する際の優位性が埋没してきている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、テレワークやリモートワークが急速に普及し、場所に捉われない働き方が定着しており、特にIT・金融関連産業においては、事業所に所属しながらも、自宅やサテライトオフィス等で業務を行うハイブリッドワークが標準化している。
- 長年の取組の結果、大手損害保険事業者の進出が実現し、法人市民税等の税収増といった成果は着実に表れている。一方で、このような大手企業をいかにして地域につなぎとめ、産業基盤として長期的に定着させていくかが、新たな課題として浮上している。
- 北部テーマパークの開業により、地域経済の活性化が期待される一方で、人件費の高騰やオフィス・従業員向けの住宅の家賃相場の上昇が見られ、従来本特区の進出メリットのひとつであった「低廉な事業コスト」という環境も大きく変化している。

- 北部圏域は、これまでの沖縄振興事業や北部振興事業の実施により産業基盤が強化され、観光リゾート産業、金融・情報通信関連産業等の振興、生活環境の整備による定住条件の整備が図られてきた。しかしながら、県内外の競合する自治体の台頭等により、進出企業数は鈍化傾向にある。

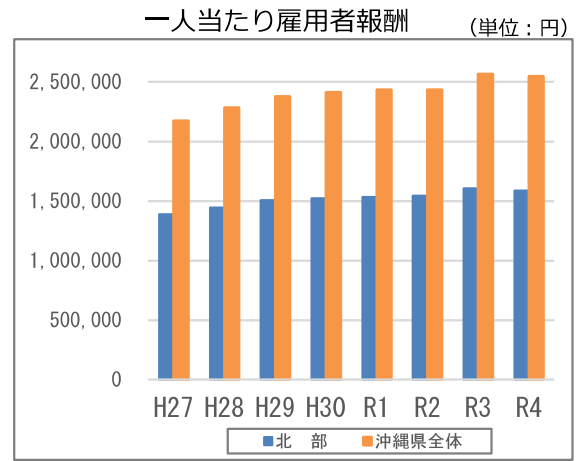
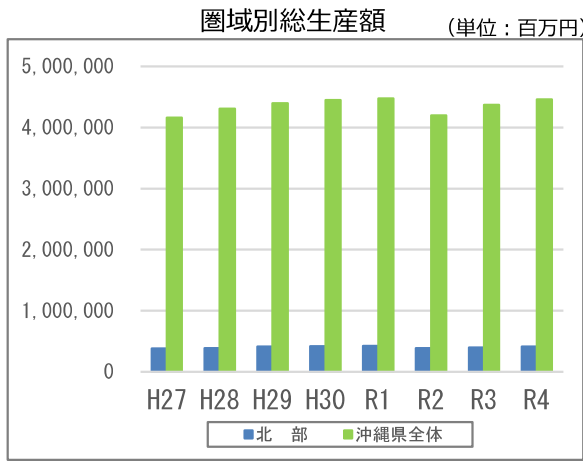
立地企業数・雇用者数の推移(金融及び情報通信関連産業)

(単位:社、人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
立地企業数	40	36	42	49	47	48	47	48	50
雇用者数	1,100	1,046	1,082	1,109	1,170	1,173	1,233	1,221	1,218

出典:  
名護市調べ

- 令和6年には特区制度が誘因となって大手損害保険事業者が進出する等、質的な面で大きな効果が表れている一方で、これらの企業の定着が新たな課題となっている。
- 経済金融活性化特別地区の対象業種である金融・情報通信産業においては、進出後の専門人材の獲得が課題となっており、人材の確保が困難となり撤退することもある。また、リモートワーク等の普及により、地元の雇用を伴わない事業者も増えつつある。さらには、令和7年に北部テーマパークが開業し、人件費や家賃が上昇傾向にあるため、これまで以上に人材育成・確保が課題となっている。
- 北部圏域は未だ他圏域と比較し経済基盤が弱く、一人当たりの雇用者報酬も低い状況にある。また、名護市より北の地域や離島においては、過疎化と高齢化が進んでいるなど、地域の持続的な発展には更なる産業の振興が必要である。



出典：沖縄県市町村経済計算（沖縄県市町村民所得）

【これまでの取組】

名護市においては、マルチメディア館、みらい1～5号館といった企業集積施設(オフィス)や短期から入居可能な施設(サンセットオフィスMsiX)の整備、企業間交流機能(コワーキングスペース等)の設置等を進めてきた。また、併せて、進出企業を支援する専門組織を設立し、企業誘致に係る周知広報活動の推進(県内外イベントへの出展やフラッグシップイベントの開催)や人材育成セミナーの実施しているところ。人材確保の観点も含め、子育て無償化3事業(国の対象外児童を含む保育料、幼小中学校給食費、高校生までの医療費)を実施し、市の子育て世代の人口増にも取り組んでいる。

また、名護市では、令和4年度からデジタル技術を活用したスマートシティのまちづくりと連携した企業誘致や、様々なプレーヤーの“響鳴”による「事業創発」の観点も取り入れた企業誘致の取り組みを推進しており、企業の実証事業支援(フィールドや市のアセットの提供等)、企業間交流やオープンイノベーション促進を図る会員制コンソーシアムの設立支援等の取り組みを実施している。

新たに生じた課題への対応としては、上記取り組みに加え、更なる取組を進める必要がある。

1. 経済金融活性化特別地区制度における税制特例措置の延長
2. 経済金融活性化特別地区制度における認定期間の更新制度の導入
3. 経済金融活性化特別地区制度における特区内雇用者要件(5名以上要件・住居要件)、特区内従業員数割合による控除要件の緩和
4. 経済金融活性化特別地区制度におけるエンジェル税制認定手続きの簡素化
5. 経済金融活性化特別地区制度におけるグループ通算制度適用時の特例制度の導入
6. 経済金融活性化特別地区制度における人材確保・多様な働き方に係る特例制度の導入
7. 金融関連企業の集積に向けた特例制度(認定前の先行投資に係る税額控除・保険積立金の非課税限度額の上限引上げ)の導入

担当部課

企画部 企画調整課 商工労働部 産業政策課、ものづくり振興課、ITイノベーション推進課 文化観光スポーツ部 MICE推進課 農林水産部 農林水産総務課、水産課

